

国税徴収法施行令の一部を改正する政令新旧対照表

改正後

目次

第一章 総則（第一条―第三条）

第二章 国税と他の債権との調整（第四条―第九条）

第三章 第二次納税義務（第十条―第十四条）

第四章 削除

第五章 滞納処分

第一節 財産の差押（第十九条―第三十五条）

第二節 交付要求（第三十六条―第四十二条）

第三節 財産の換価（第四十二条の二―第四十七条）

第四節 換価代金等の配当（第四十八条―第五十条）

第五節 滞納処分費（第五十一条）

第六節 財産の調査（第五十一条の二・第五十二条）

第六章 滞納処分に関する猶予等

第一節 換価の猶予（第五十三条・第五十四条）

第二節 保全担保及び保全差押え（第五十五条―第五十七条）

第七章及び第八章 削除

第九章 雑則（第六十六条―第七十条）

附則

（提出物件の留置き、返還等）

第五十一条の二 国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第三十条の三（提出物件の留置き、返還等）の規定は、法第四百四十一条の二（提出物件の留置き）の規定により物件を留め置く場合について準用する。

（換価の猶予の申請手続等）

第五十三条 法第五百十一条第二項及び第五百十一条の二第三項（換価の猶予の要件等）並びに法第五百十二条第四項（換価の猶予に係る分割納付、通知等）において読み替えて準用する国税通則法第四十六条の二第四項（納税の猶予の申請手続等）に規定する政令で定める書類は、次に掲げる書

改正前

目次

第一章 同上

第二章 同上

第三章 同上

第四章 同上

第五章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第三節 同上

第四節 同上

第五節 同上

第六節 財産の調査（第五十二条）

第六章 同上

第一節 同上

第二節 同上

第七章及び第八章 同上

第九章 同上

附則

（換価の猶予の申請手続等）

第五十三条 同上

類とする。

一・二 省略

三 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類として国税通則法施行令第十六条（担保の提供手続）の規定により提出すべき書類

254 省略

附則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年一月一日から施行する。

(平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令の一部改正)

2 平成十六年度、平成十七年度、平成十九年度及び平成二十年度の国民年金制度及び厚生年金保険制度並びに国家公務員共済組合制度の改正に伴う厚生労働省関係法令に関する経過措置に関する政令（平成十六年政令第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

(指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替え)

第二十五条の二 平成十六年改正法附則第十九条の二第四項の規定により国民年金法第九十九条の二第四項から第八項までの規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する場合には、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第九十九条の二第 第四項	省略	省略
	省略	省略

一・二 同上

三 猶予を受けようとする金額が百万円を超え、かつ、猶予期間が三月を超える場合には、担保の提供に関し必要となる書類として国税通則法施行令（昭和三十七年政令第三百三十五号）第十六条（担保の提供手続）の規定により提出すべき書類

254 同上

(指定全額免除申請事務取扱者の事務の特例に関する技術的読替え)

第二十五条の二 同上

同上	同上	同上
同上	同上	同上
同上	同上	同上

八項	第百十三条の二 第五号	第百九条の二第 七項	平成十六年改正法附則第十九条 の二第四項の規定によりみなし て適用される第百九条の二第七 項
----	----------------	---------------	---

3 | (子ども・子育て支援法施行令の一部改正)

子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二十九条 法第七十一条第三項の政令で定めるものは、次に掲げるとおりとする。

一 三 省 略

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問、検査及び提示又は提出の要求、物件の留置き並びに搜索を除く。)

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第四百四十一条の規定による質問、検査及び提示又は提出の要求、同法第四百四十一条の二の規定による物件の留置き並びに同法第四百四十二条の規定による搜索

六 省 略

	第百十三条の二 第四号	同 上	同 上
--	----------------	-----	-----

(日本年金機構への厚生労働大臣の権限に係る事務の委任)

第二十九条 同 上

一 三 同 上

四 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定により国税徴収の例によるものとされる徴収に係る権限(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第三十六条第一項の規定の例による納入の告知、同法第四十二条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第四百二十三条第一項の規定の例による納付義務者に属する権利の行使、国税通則法第四十六条の規定の例による納付の猶予その他の厚生労働省令で定める権限並びに次号に掲げる質問及び検査並びに搜索を除く。)

五 法第七十一条第一項の規定によりその例によるものとされる厚生年金保険法第八十九条の規定によりその例によるものとされる国税徴収法(昭和三十四年法律第四百十七号)第四百四十一条の規定による質問及び検査並びに同法第四百四十二条の規定による搜索

六 同 上